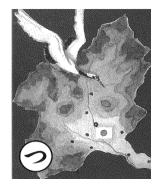




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年6月12日（金） 第9807号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○文化財保護条例施行規則第31条の規定による指定等の基準（文化財保護課）	2
○解除保安林（森林保全課）	7
○家畜伝染病発生報告（畜産課）	7
○道路の区域変更（道路管理課）	7
○道路の供用開始（同）	8
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計管理課）	8
○同	8
<b>公 告</b>	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	9
○令和2年度職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）	10
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（業務プロセス改革課）	12
<b>正 誤</b>	
○令和2年3月31日群馬県規則第50号（総務課）	12
○令和2年3月31日群馬県訓令甲第6号（同）	12

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第161号

群馬県文化財保護条例施行規則（令和2年群馬県規則第45号）第31条の規定による指定、認定及び選定の基準は、次のとおりである。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

## 第1 群馬県指定重要文化財の指定基準

## 1 絵画彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で群馬県の文化史上貴重なもの
- (2) 群馬県の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の文化にとって特に意義のあるもの

## 2 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 群馬県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 舶載品、移入品で群馬県の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

## 3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、宸翰<sup>しんかん</sup>、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖<sup>ほうじょう</sup>等で、群馬県の書道史上の代表と認められるもの又は群馬県の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準じる写本で群馬県の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で群馬県の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の文化にとって特に意義のあるもの

## 4 古文書の部

- (1) 古文書類は、群馬県の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で群馬県の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上特に意義のあるもの

## 5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、木器、骨角牙器<sup>が</sup>、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) 銅鐸<sup>たく</sup>、銅剣<sup>ほこ</sup>、銅鉾<sup>ほこ</sup>その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (4) 官衙跡<sup>が</sup>、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥、奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (5) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

## 6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等群馬県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (2) 群馬県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (3) 群馬県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (4) 舶載品、移入品で群馬県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

## 7 建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(橋梁<sup>りょう</sup>、石塔、鳥居等)の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型<sup>ず</sup>、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

## 第2 群馬県指定重要無形文化財の指定基準

## 1 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上価値の高いもの
- (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

## 2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 芸術上価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

## 第3 群馬県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

## 1 保持者

- (1) 群馬県指定重要無形文化財に指定される芸能又は工芸技術を高度に体现できる者
- (2) 芸能又は工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (3) 2人以上の者が一体となって芸能又は工芸技術を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

## 2 保持団体

芸能又は工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのある団体

## 第4 群馬県指定重要有形民俗文化財の指定基準

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形態、製作技法、用法等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの 例え、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

- (2) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟用具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具、関所等
- (4) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法<sup>え</sup>会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社<sup>し</sup>祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜<sup>ぼく</sup>占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの 例えば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (10) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 生活階層の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの

#### 第5 群馬県指定重要無形民俗文化財の指定基準

1 風俗習慣のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

#### 第6 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準

1 史跡

次に掲げるもののうち群馬県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、集落跡、古墳その他これらに類する遺跡
- (2) 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

2 名勝

次に掲げるもののうち群馬県の優れた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸

術的あるいは学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの<sup>そう</sup>叢生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 火山、温泉
- (9) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (10) 展望地点

### 3 天然記念物

次に掲げる動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、群馬県の自然を記念するもの

#### (1) 動物

- ア 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- イ 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- エ 日本に特有な畜養動物
- オ 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- カ 特に貴重な動物の標本

#### (2) 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、<sup>そう</sup>社叢
- イ 代表的原始林、稀有の森林植物相
- ウ 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- エ 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- オ 洞穴に自生する植物群落
- カ 池泉、温泉、湖沼、河川等の珍奇な水草類、<sup>せんたい</sup>蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- キ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- ク 著しい植物分布の限界地
- ケ 著しい栽培植物の自生地
- コ 珍奇又は絶滅に<sup>ひん</sup>類した植物の自生地
- サ 特に貴重な植物の標本

#### (3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 地層の整合及び不整合
- ウ 地層の<sup>しゅうきよく</sup>褶曲及び衝上
- エ 生物の働きによる地質現象
- オ 地震断層など地塊運動に関する現象
- カ 洞穴
- キ 岩石の組織

- ク 温泉及びその沈澱物
- ケ 風化及び侵蝕に関する現象
- コ 硫気孔及び火山活動によるもの
- サ 氷雪霜の営力による現象
- シ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

#### 第7 群馬県選定保存技術の選定基準

##### 1 有形文化財関係

- (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、構造等に係るもの（次号において「有形文化財等の修理等の技術等」という。）
- (2) 有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

##### 2 無形文化財関係

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

#### 第8 群馬県選定保存技術の保持者又は保存団体の認定基準

##### 1 保持者

群馬県選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

##### 2 保存団体

群馬県選定保存技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

#### 第9 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

##### 1 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法のうち、群馬県の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

##### 2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち群馬県の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

#### 第10 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

##### 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

- (1) 由来、内容等において群馬県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

##### 2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

##### 3 無形の民俗文化財のうち前項には該当しないが、群馬県指定重要有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの

◎群馬県告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 伊勢崎市赤堀鹿島町177の1、177の4、193、209の3、209の4、210の2、237の1、252の1、264の2、285、287、300の1、315の1、316、331の1、344、377の1、377の4、377の5、393の1、590の1、591の1、592から595まで、611の1、637の2、638の2、639の1、701の2、734の2、791の5、791の6、849の1、904の1、904の6、905の4、906の3、907の2、香林町二丁目1827、1828、1833、1838、1840、1841、1844、1857、1858、1864
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 伊勢崎市赤堀鹿島町177の1、177の4、193、237の1、252の1、300の1、315の1、316、331の1、344、377の1、377の4、377の5、393の1、590の1、591の1、592から595まで、611の1、639の1、791の5、791の6、849の1、904の1、904の6、香林町二丁目1833、1838、1840、1841、1844、1857、1858、1864
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第163号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和2年5月20日	吉岡町	法令殺

◎群馬県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	足利館林線	館林市高根町字台1169番の1地先から同市同字同137番の2地先まで	前	7.7～11.5	110.2
			後	7.8～13.0	110.2

◎群馬県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足利館林線	館林市高根町字台1169番の1地先から同市同字同137番の2地先まで	令和2年6月12日

◎群馬県告示第166号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年3月20日から適用する。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

「見城政江 渋川市石原204—11（坂東屋）」を「見城光範 渋川市石原204—11」に改める。

◎群馬県告示第167号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年5月12日から適用する。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

「有限会社湊屋商店 沼田市下之町877（横山鉄砲火薬店）」を「有限会社湊屋商店 沼田市下之町877



林郁夫 沼田市下之町1013（林銃砲火薬店）  
 （横山銃砲火薬店）」に改める。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年6月12日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
明治用水	理 事	再 任	大武房雄	北群馬郡吉岡町大字大久保3566番地
	同	同	原沢栄	同 同 大字上野田662番地
	同	同	原沢治	同 同 同 675番地
	同	新 任	星野透	同 榛東村大字長岡920番地7
	同	同	森田幸一	同 吉岡町大字上野田383番地1
	同	同	横田浩一	同 同 同 635番地
	同	同	原沢義徳	同 同 同 806番地
	同	同	大林芳男	同 同 大字小倉103番地
	同	同	堤一夫	同 同 同 325番地1
	同	同	五十嵐重夫	同 同 同 388番地2
	同	同	小暮均	同 同 大字下野田533番地4
	同	同	武藤勝	同 同 同 653番地
	同	同	小谷野義治	同 同 同 894番地
	同	同	武藤茂	同 同 同 910番地
	同	同	永田利雄	同 同 同 1063番地3
	同	同	川尻一郎	同 同 同 1317番地1
	同	退 任	森田茂雄	同 同 大字上野田395番地
	同	同	善養寺巻二	同 同 同 475番地1
	同	同	斎木洋明	同 同 同 638番地1
	同	同	大林茂吉	同 同 大字小倉104番地
同	同	小林弘	同 同 同 332番地2	

	同	同	小林間佐市	同 同 同 383番地
	同	同	飯塚幸浩	同 同 大字下野田502番地
	同	同	布施川雅之	同 同 同 523番地
	同	同	水口栄	同 同 同 626番地4
	同	同	吉村駿一	同 同 同 740番地2
	同	同	二戸正一	同 同 同 990番地1
	同	同	永田尚生	同 同 同 1097番地1
	監事	再任	岩田俊一	同 榛東村大字長岡1012番地
	同	新任	荒井一夫	同 吉岡町大字上野田723番地1
	同	同	小林一喜	同 同 大字小倉201番地
	同	同	小暮吉明	同 同 大字下野田501番地
	同	退任	星野勉	同 榛東村大字広馬場275番地7
	同	同	原澤正明	同 吉岡町大字上野田755番地
	同	同	小林三木雄	同 同 大字小倉649番地1
	同	同	狩野利夫	同 同 大字下野田951番地2
上野	理事	再任	板橋良介	桐生市黒保根町水沼167番地1
	同	同	金子敬	同 同 189番地
	同	同	須永一良	同 同 206番地
	同	同	高橋輝雄	同 同 532番地
	同	同	鶴谷隆	同 黒保根町八木原171番地
	同	同	高沢良満	同 黒保根町上田沢67番地
	同	同	新井康一	みどり市東町荻原421番地
	監事	同	星野治彦	高崎市福島町790番地9
	同	同	星野悦男	桐生市黒保根町水沼612番地1
	同	同	星野功六	同 黒保根町下田沢1231番地

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全ての職種
- 2 試験科目
  - (1) 実技試験並びに学科試験のうち関連学科及び指導方法を行う職種 溶接科
  - (2) 学科試験のうち指導方法のみを行う職種 上記(1)以外の職種
- 3 受験資格
  - (1) 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
  - (2) 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者  
※詳しくは受験案内に掲載するので、確認すること。
  - (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
    - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
    - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験期日 令和2年10月31日（土）午前9時
- 5 試験場所 前橋市石関町124番地1 群馬県立前橋産業技術専門校
- 6 受験手続
  - (1) 受験申請書類
    - ア 受験申請書
    - イ 受験資格を証する書面
    - ウ 試験科目の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
  - (2) 申請書類の提出先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室
  - (3) 申請書類の受付期間 令和2年8月19日（水）から同年9月4日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。
  - (4) 受験手数料
    - ア 学科試験 3,100円（指導方法のみの受験の場合を含む）
    - イ 実技試験 15,800円  
群馬県証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。払込書での納付を希望する場合は、令和2年8月21日（金）までに群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室へ連絡すること。ただし、試験の全部が免除となる者の受験手数料は、不要とする。
  - (5) 受験票 受験申請書を受理した後、受験票を申請者宛て送付する。
- 7 可否判定基準
  - (1) 実技試験並びに学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の6割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
  - (2) 実技試験 満点の6割以上の得点がある場合について合格とする。
  - (3) 系基礎学科及び専攻学科 満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の5割以上の得点がある場合について合格とする。
  - (4) 指導方法 満点の6割以上の得点がある場合について合格とする。
- 8 合格発表 令和2年11月27日（金）に県庁2階県民センター前掲示板に掲示するとともに、群馬県ホーム

ページに掲載し、合格者宛て通知する。

9 その他

- (1) 受験申請書は、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室、県民センター、各県立産業技術専門校、各行政県税事務所及び群馬県職業能力開発協会において配布する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、140円分の切手を同封の上、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室に申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課産業人材育成室技術人材係（電話027-226-3414）に問い合わせること。

**■ 落 札**

次のとおり落札者を決定した。

令和2年6月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和2年度パーソナルコンピュータ及び関係機器一式の賃貸借 ノート型パソコン3, 320台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年5月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 落札金額 703, 442, 520円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年4月10日

**■ 正 誤**

○規則正誤

令和2年3月31日群馬県規則第50号（群馬県行政組織規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第12号	16	上欄	19	誤	正

○訓令正誤

令和2年3月31日群馬県訓令甲第6号（群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第12号	43	上欄	31～32	誤	正

			33	群馬	たの群馬
--	--	--	----	----	------

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111